

# 重大違反防火対象物の公表制度発足

(2020年4月1日施行)



公表の対象となる建物	<b>特定防火対象物</b> (消防法施行令別表第1の(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項に該当する、飲食店、カラオケボックス、物品販売店舗、ホテル等の不特定多数の方が利用する建物や病院、グループホーム、障害者支援施設、幼稚園、保育所などの火災発生時に人命危険が高い建物。)で、次の違反内容があるもの。
公表の対象となる違反内容	消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」又は「自動火災報知設備」が未設置のもの。
公表する内容	建物の名称、所在地、違反内容

※ 建物の用途変更や増改築により、新たに消防用設備等の設置が必要となり、公表の対象となる場合がありますので、事前に最寄りの消防署へご相談下さい。

2019年4月1日に大洲地区広域消防事務組合火災予防条例が改正され、特定防火対象物で、重大な消防法令違反があるものについて公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物の関係者による適正な防火管理業務と消防用設備の設置促進を図ることを目的として、2020年4月1日から公表制度が施行されることとなりました。